

## 難聴児の補聴器 購入費を助成します

身体障害者手帳の交付対象とならない18歳未満の中・軽度の難聴児を対象に、言語の習得、教育等における健全な発達を支援するため、補聴器の購入に要する費用の一部を助成します。

## 本人通知制度について

本人通知制度とは、日高町に住民登録や本籍のある方などが事前に登録することにより、住民票の写しや戸籍謄抄本などの証明書を、本人などの代理人や第三者に交付した場合に、その交付の事実を通知する制度です。

●制度を利用するには  
本町に住民登録や本籍がある方、もしくは過去にあった方が、住民福祉課へ「日高町本人通知制度事前登録申請書」を提出することで利用できます。

●申請に必要な物  
本人であると確認できる書類と印鑑が必要です。

※代理人が申請する場合は、代理人であることを証明する書類

助成額は原則、基準額の3分の2です。(非課税世帯は全額)

申請には医師の意見書や見積書等が必要ですので、購入を検討されている方は、事前に住民福祉課(☎63・3800)まで。

なお、中・軽度の難聴とは、両耳の聴力レベルが30dB以上70dB未満です。

### ●登録の期間

これまででは、申請を受け付けた日の翌日から3年間で登録期間となっていました。平成30年4月1日から廃止になりました。

●本人通知の対象となる証明書  
住民票や戸籍に関する証明書

※一部、制度の対象外となる場合もあります。

### ●通知内容

交付年月日、証明書の名称、交付請求者の種別等

### ●開示請求について

第三者への住民票の写し等を交付した内容について、日高町個人情報保護条例の範囲内で、本人が開示請求することができます。

その他詳しくは、住民福祉課(☎63・3800)まで。

## 総務政策課 お知らせ



お問い合わせは、  
(☎63・2051)まで。

### 11月1日(木)

### 地震・津波避難訓練

11月1日(木)に地震・津波避難訓練が実施されます。地震・津波から命を守るため、シエイ

### 11月21日(水)

### Jアラート伝達訓練

日高町では、地震・津波や武力攻撃などの災害時に、全国瞬時警報システム(Jアラート(JEART))から送られてくる国からの緊急情報を、人工衛星などを活用して確実にみなさまへお伝えするため、緊急情報伝達の訓練を行います。

町内一円に設置している防災行政無線施設から、下記の内容が放送されます。

クアウト訓練、高台への避難訓練などを各地区、各種団体で行っていただきます。地区長などに確認のうえ、この機会には是非参加してください。

また、サイレンや避難を促す放送が、防災行政無線より流れますが、訓練放送ですので、ご注意ください。

### 実施日時 11月1日(木)

●午前9時50分

訓練開始前の事前放送

●午前10時頃

緊急地震速報(訓練報)

●午前10時3分

大津波警報(訓練報)



### 【内容】

(上りチャイム音)

「これは、Jアラートの

テストです」(3回)

「こちらは防災日高町です」

(下りチャイム音)

【日時】11月21日(水)

午前11時00分頃

詳しくは、総務政策課(☎63・2051)まで。

# ブロック塀等撤去・改善事業について

地震発生時におけるブロック塀等の倒壊による被害の防止及び避難路の確保を目的として、ブロック塀などの撤去及び改善(撤去後、新しく安全なフェンスや生け垣を設置する)に対する補助事業を開始します。

## ■補助の対象

避難するための道路に面したコンクリートブロック造り、レンガ造り、石造り等の塀(高さ0.6m以上で延長2m以上のもの)

## ■補助額

### ①ブロック塀などの撤去

・最大10万円までで、補助率は2/3になります。

### ②ブロック塀などの改善(撤去した後、引き続きフェンスや生け垣などを設置する)

・最大10万円までで、補助率は2/3になります。

※①と②を合わせた、最大20万円まで補助を行います。

詳しく聞きたい方は、総務政策課までお問い合わせください。

## ■対象者

ブロック塀などの所有者で、町税等を滞納していない方など

## ■その他

平成31年3月29日までに工事が完了すること

## ■お問い合わせ

役場総務政策課(☎63・2051)

あなたの家は  
大丈夫？



出典：災害写真データベース

([http://www.saigaichousa-db-isad.jp/drsdb\\_photo/photoSearch.do](http://www.saigaichousa-db-isad.jp/drsdb_photo/photoSearch.do))



11月1日現在で「2018年漁業センサス」を実施します。  
この調査は、我が国の漁業の生産構造、就業構造を明らかにするとともに、漁村、水産物流通・加工業などの漁業をとりまく実態と変化を総合的に把握することを目的に、統計法に基づいて5年ごとに行う調査です。  
10月中旬から調査員が漁業関係者の方々を訪問しますので、調査票に記入をお願いします。なお、インターネットを利用したオンラインでの回答も可能です。  
ご協力をお願いします。

2018年  
漁業センサスに  
ご協力をお願いします